

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 16 期 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで

2024 年 9 月 9 日作成

監査法人名 虎ノ門有限責任監査法人

所在地 東京都港区虎ノ門 1 丁目 21 番 19 号
東急虎ノ門ビル 2 階

代表者 渋谷 寿彦

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

監査法人の目的：

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談の業務

沿革：

2008 年 9 月 25 日	虎ノ門会計公認会計士共同事務所が法人成りし、虎ノ門有限責任監査法人設立
2009 年 6 月 22 日	(株)虎ノ門アプレイザルを完全子会社化
2009 年 12 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 13 番 3 号虎ノ門東洋共同ビル 6 階へ移転
2011 年 7 月 1 日	(株)虎ノ門アプレイザルとの資本関係を解消
2013 年 5 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 13 番 3 号虎ノ門東洋共同ビル 8 階へ移転
2014 年 9 月 24 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 28 号東洋プロパティ虎ノ門ビル(2020 年 10 月 1 日に東洋不動産虎ノ門ビルへ名称変更) 9 階へ移転
2021 年 3 月 1 日	主たる事務所を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 21 号新虎ノ門実業会館 5 階へ移転
2024 年 1 月 9 日	主たる事務所を現在の所在地へ移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

有限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務として 28 社に従事している。うち、金商法・会社法監査 4 社、会社法監査 2 社、学校法人監査 1 社、その他の法定監査 6 社及び任意監査 15 社に従事している。その他、非監査証明業務にも従事している。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特記事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

2024 年 6 月 30 日現在

(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4 社	4 社
② 金商法監査	1 社	1 社
③ 会社法監査	2 社	1 社
④ 学校法人監査	1 社	1 社
⑤ 労働組合監査	1 社	1 社
⑥ その他の法定監査	6 社	1 社
⑦ その他の任意監査	15 社	1 社
計	28 社	5 社

なお、その他の法定監査の内訳は、投資事業有限責任組合契約に関する法律第 8 条第 2 項に基づく監査証明業務 4 社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条第 2 項第 1 号（同法第 199 条において準用する場合を含む。）に基づく監査証明業務 2 社である。

(4) 非監査証明業務の状況

区分	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	17 社	2 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、「御客様からの信頼」、「構成員からの信頼」、「社会からの信頼」の 3 つの信頼を得ることを経営理念としている。

② 経営管理に関する措置

当法人は、「社員会」を最高決議機関とし、迅速かつ適切な意思決定を容易にするため、経営意思決定機関として「常任理事会」を設置している。

また、業務執行の適正を確保するために、規程・マニュアル・ガイドライン等を整備している。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、当法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守することを、「監査の品質管理規程」に定めている。

また、当法人は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示すこととしている。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当法人は「監査の品質管理規程」及び関連諸規定において、①独立性の保持のための方針の策定 ②監査契約の新規の締結及び更新 ③専門要員の採用、教育訓練、評価及び選任 ④業務の実施 ⑤品質管理システムの監視 についての方針と手続を定めている。

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

ア. 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。職業倫理に関する規範への理解を高めるよう、専門要員を対象とした職業倫理に関する研修を実施している。

イ. 独立性

当法人は、専門要員を対象に、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、年次の確認手続において、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、違反を識別した場合にはこれに対する適切な措置を講ずることとしている。

ウ. ローテーションの方針及び手続

当法人は、大会社等の監査業務については、監査責任者、独立審査担当社員及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けている。具体的な内容としては、公認会計士法上の大会社等の業務執行社員には7年以下の継続関与期間を定め、筆頭業務執行社員は5年間、その他の業務執行社員には2年間、のインターバルを設けている。

② 業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規締結及び更新の判断においては、当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること、関連する職業倫理に関する規定を遵守することができること、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないことを確かめることとしている。

契約の新規締結及び更新は、当該判断に重要な影響を及ぼす事項を評価した結果に基づき、社員会が指名する契約審査担当社員において決定することとしている。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

当法人の社員の報酬は、担当している職務内容、能力、業績、品質管理への貢献等を総合

的に勘案し、決定しております。

イ．社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、全ての専門要員に対し、日本公認会計士協会会則で定める必要な単位数の履修を義務付けるとともに、履修状況の確認を行っている。また、専門要員の教育研修に関する方針及び手続を定めている。

④ 業務の実施及びその審査

ア．専門的な見解の問合せ

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項を解決するために、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者へ問合せを行う場合の方針及び手続を定めている。具体的には、監査責任者は独立審査担当社員と協議のうえ、当法人外の助言者が必要である旨を、品質管理責任者に相談する運用になっている。

イ．監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間又は監査責任者と独立審査担当社員との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めており、当該相違が解決しない限り、監査報告書を発行しないものと定めている。

ウ．監査証明業務に係る審査

当法人は、品質管理規程に基づき審査を実施しない場合を除き、全ての監査業務について、監査計画、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するため、監査業務に係る審査の方針及び手続を定め、独立審査担当社員による監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っている。なお、当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、審査が完了した日以降を監査報告書日とするものと定めている。

エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めている。また、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するために、監査調書の管理に関する方針及び手続を定めており、その他にも、監査調書の保存期限、保存方法に関する方針及び手続を定めている。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であり、有効に運用されていることを合理的に確保するため、品質管理のシステムに関する日常的監視及び定期的な検証に関する方針及び手続を定めている。

品質管理担当責任者は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監視の結果を、社員会に伝達しなければならないとしている。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

「品質管理規程」を設け、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任は理事長が

負うことを明確にするとともに、社員が品質管理責任者を決定し、法人全体としての品質管理のシステムの整備及び運用が適切に行われる体制をとっている。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するために、当法人の特定社員は、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務（公認会計士法第 34 条の 5 各号の業務を除く）に従事することができる旨を定款に定めていない。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2022 年 2 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人の理事長洪佐寿彦は、当法人の第 16 期（自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認した。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項なし。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし。

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし。

6. 外国監査事務所（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし。

- (2) 提携を開始した年月

該当事項なし。

- (3) 業務上の提携の内容

該当事項なし。

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	一人	7人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
常任理事会	経営執行上の重要事項の協議	2人	一人	2人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である 使用人の数
		公認 会計士	特定 社員	計	
(主)	港区虎ノ門1丁目21番19号 東急虎ノ門ビル2階	7人	一人	7人	3人
(従)	—	一人	一人	一人	一人

四. 監査法人の組織の概要

組織図を末尾に添付している。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第15会計年度 2022年7月1日～ 2023年6月30日	第16会計年度 2023年7月1日～ 2024年6月30日
売上高		
監査証明業務	63,925	109,093
非監査証明業務	33,118	40,942
合計	97,044	150,036

2. 直近の二会計年度の計算書類

直近の二会計年度の計算書類を末尾に添付している。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当事項なし。

4. 供託金等の額

(単位：千円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	14,000
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	14,000
保証委託契約の契約金額	—
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額（1 事故/期間中）	—

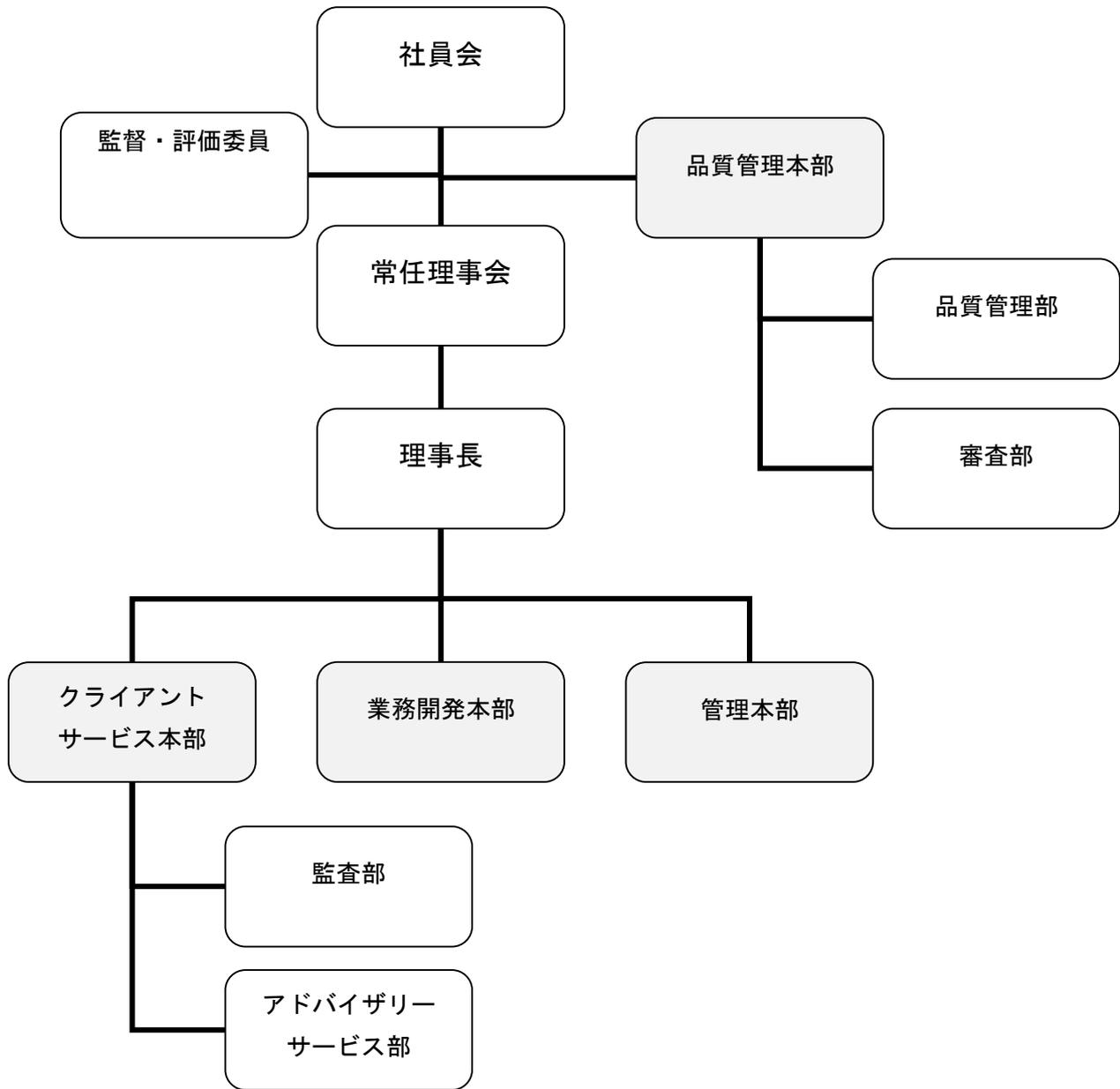
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項なし。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

東光電気工事(株)、(株)中央経済社ホールディングス、日本パワーファスニング(株)、細谷火工(株)

虎ノ門有限責任監査法人 組織図 (2024年6月30日現在)



計 算 書 類

第 1 5 期

自 2022 年 7 月 1 日

至 2023 年 6 月 30 日

虎ノ門有限責任監査法人

貸借対照表

2023年6月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<u>流動資産</u>	62,355	<u>流動負債</u>	12,932
現金及び預金	30,302	一年内返済予定長期借入金	4,212
業務未収入金	30,301	未払金	2,605
その他流動資産	1,933	未払法人税等	1,559
貸倒引当金	△181	未払消費税等	2,833
		預り金	1,722
<u>固定資産</u>	15,571	<u>固定負債</u>	28,191
投資その他の資産	15,571	長期借入金	28,191
投資有価証券	13,765		
その他の投資等	1,671	負債合計	41,123
繰延税金資産	135	<u>純資産の部</u>	
		社員資本	36,803
		資本金	20,000
		利益剰余金	16,803
		その他利益剰余金	16,803
		繰越利益剰余金	16,803
		純資産合計	36,803
資産合計	77,927	負債及び純資産合計	77,927

損益計算書

自 2022年7月1日

至 2023年6月30日

(単位：千円)

	金額	
業務収入		97,044
業務費用		
報酬給与	36,102	
福利厚生費	5,237	
貸倒引当金繰入	32	
業務委託費	33,379	
旅費交通費	684	
賃借料	11,150	
その他業務費用	2,811	89,398
営業利益		7,646
営業外収益		
受取利息及び配当金	198	
その他営業外収益	0	199
営業外費用		
支払利息	0	0
経常利益		7,845
税引前当期純利益		7,845
法人税、住民税及び事業税		2,023
法人税等調整額		△151
当期純利益		5,973

社員資本等変動計算書

自 2022年7月1日
至 2023年6月30日

(単位：千円)

	社員資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		社員資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	20,000	—	—	10,830	10,830	30,830	30,830
当期変動額							
当期純利益				5,973	5,973	5,973	5,973
当期変動額合計	—	—	—	5,973	5,973	5,973	5,973
当期末残高	20,000	—	—	16,803	16,803	36,803	36,803

注 記 表

I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 業務収入の計上基準

契約に基づく役務提供進行基準

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっている。

II.損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

監査収入	63,925 千円
非監査収入（その他の収入）	33,118 千円

III.税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払事業税である。

IV.リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として複写機複合機及びサーバー等がある。

V. その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

附属明細書

1. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	149	32	-	-	181

2. 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	内訳	金額	
報酬給与	報酬給与	36,102	36,102
福利厚生費	法定福利費	5,105	
	福利厚生費	131	5,237
貸倒引当金繰入	貸倒引当金繰入	32	32
業務委託費	業務委託費	33,379	33,379
旅費交通費	旅費交通費	684	684
賃借料	賃借料	11,150	11,150
その他業務費用	通信費	222	
	事務用消耗品費	63	
	水道光熱費	444	
	図書費	162	
	諸会費	1,649	
	租税公課	102	
	その他	166	2,811
合計			89,398

計 算 書 類

第 1 6 期

自 2023 年 7 月 1 日

至 2024 年 6 月 30 日

虎ノ門有限責任監査法人

貸借対照表

2024年6月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<u>流動資産</u>	70,055	<u>流動負債</u>	34,314
現金及び預金	44,382	一年内返済予定長期借入金	4,212
業務未収入金	22,440	未払金	5,556
その他流動資産	3,366	未払法人税等	9,676
貸倒引当金	△134	未払消費税等	4,750
		前受金	6,238
		預り金	3,880
<u>固定資産</u>	46,461	<u>固定負債</u>	23,979
有形固定資産	14,204	長期借入金	23,979
建物附属設備	11,070		
器具備品	4,029	負債合計	58,293
減価償却累計額	△895	純資産の部	
投資その他の資産	32,256	<u>社員資本</u>	58,222
投資有価証券	13,774	資本金	20,000
敷金及び保証金	15,741	利益剰余金	38,222
繰延税金資産	903	その他利益剰余金	38,222
その他の投資等	1,837	繰越利益剰余金	38,222
		純資産合計	58,222
資産合計	116,516	負債及び純資産合計	116,516

損益計算書

自 2023年7月1日

至 2024年6月30日

(単位：千円)

	金額	
業務収入		150,036
業務費用		
報酬給与	45,283	
福利厚生費	6,119	
貸倒引当金繰入	△47	
業務委託費	47,258	
旅費交通費	1,365	
賃借料	11,835	
その他業務費用	6,998	118,814
営業利益		31,221
営業外収益		
受取利息及び配当金	207	
その他営業外収益	1	209
営業外費用		
支払利息	77	77
経常利益		31,354
税引前当期純利益		31,354
法人税、住民税及び事業税		10,702
法人税等調整額		△767
当期純利益		21,418

社員資本等変動計算書

自 2023年7月1日

至 2024年6月30日

(単位：千円)

	社員資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		社員資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	20,000	—	—	16,803	16,803	36,803	36,803
当期変動額							
当期純利益				21,418	21,418	21,418	21,418
当期変動額合計	—	—	—	21,418	21,418	21,418	21,418
当期末残高	20,000	—	—	38,222	38,222	58,222	58,222

注 記 表

I.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物附属設備 6年

器具備品 6年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 業務収入の計上基準

契約に基づく役務提供進行基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっている。

II.損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

監査収入 109,093 千円

非監査収入（その他の収入） 40,942 千円

III.税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払事業税である。

IV.その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

附属明細書

1. 有形固定資産の明細

(単位：千円)

区 分	資産の 種類	期 首 帳簿価額	期 中 増加額	期 中 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	償 却 累計額	期 末 取得原価
有 形 固 定 資 産	建物附属 設備	—	11,070	—	370	10,699	370	11,070
	器具備品	—	4,029	—	524	3,504	524	4,029
	計	—	15,099	—	895	14,204	895	15,099

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	181	—	—	47	134

3. 業務費用の明細

(単位：千円)

科目	内訳	金額	
報酬給与	報酬給与	45,283	45,283
福利厚生費	法定福利費	6,078	
	福利厚生費	41	6,119
貸倒引当金繰入	貸倒引当金繰入	△47	△47
業務委託費	業務委託費	47,258	47,258
旅費交通費	旅費交通費	1,365	1,365
賃借料	賃借料	11,835	11,835
その他業務費用	通信費	98	
	什器備品費	1,613	
	事務用消耗品費	225	
	水道光熱費	574	
	図書費	180	
	諸会費	2,189	
	租税公課	165	
	減価償却費	895	
	事務所移転費用	510	
	その他	545	6,998
合計			118,814